

1. 会合名	会員における引受けのあり方に関する検討会（第 39 回）
2. 日 時	平成 23 年 11 月 17 日（木）13:30～14:15
3. 議 案	1. 「引受審査分科会」の設置について 2. その他
4. 主な内容	1. 「引受審査分科会」の設置について - 平成 22 年 6 月 22 日に本協会の「社債市場の活性化に関する懇談会」により取りまとめられた報告書「社債市場の活性化に向けて」において、証券会社の引受審査のあり方とともに、社債の機動的な発行の確保等に向けて検討が行われる必要があるとの提言がなされた。 - また、平成 23 年 6 月 23 日に取りまとめられた本協会「新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会」の「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた取組について」の工程表においては、反市場的勢力の取扱いについて、市場関係者の認識の共有を図りつつ、必要な検討を進めること並びに、上場に向けた必要な準備事項の概要の策定及びホームページ等における周知等を行うことが求められている。 - これらの引受審査に関する課題について検討する必要があると考えられることから、本検討会の下部機関として「引受審査分科会」を設置するため、当該分科会設置案について取りまとめた資料に基づき、事務局より説明が行われ、主査より付議がなされた結果、承認された。 【主な意見】 - 分科会が実際に開催されるのはいつからか。また、分科会での検討のエンドはいつ頃の予定か。 →第 1 回会合の日程はまだ決定していないが、できるだけ早く、遅くとも年内には開催したいと考えている。 - 分科会のエンドについても明確な期限は設けていないが、検討するテーマの 1 つである上場に向けた準備事項については、新興市場協議会の工程表から考えると、来年の 3 月を目処に検討結果を取りまとめる必要があると考えている。 - 今回の分科会は主に社債の引受審査について議論されるという認識であるが、エクイティについても同様の議論が行われることはあり得るのか。 →何をどう議論するかについてまだ具体的な考えを持ち合わせていないが、エクイティについても社債の審査基準がそのまま援用できるのか、あるいは両者は商品性が異なるため援用はできないのかというテーマについては、分科会で議論される場所ではあると考えている。 2. その他 - 平成 23 年 10 月 7 日に㈱証券保管振替機構より発表された、特定目的信託の

	社債的受益権を活用したイスラム債（日本版スクーク）の取扱概要について、会員各社におけるイスラム債への認識の共有及びイスラム債の引受けに係る協会規則での対応の要否を議論するため、事務局より資料に基づいた説明があり、大要以下の通り意見交換がなされた。 【主な意見】 ・ 数年来、イスラム債への対応を意図した法制度改正が行われてきていると認識しているが、これを受けて実際にイスラム債を国内で発行しようという話は聞こえてこない。 ・ 当社でも、数年前からイスラム債についての検討は行っているが、海外の投資家がイスラム債ならば社債よりも良い条件で買ってくれるという確証がないため、社内では「あえてイスラム債を選択するメリットがない」という認識がある。 ・ イスラム債は金商法上 2 項有価証券と認識しており、1 項有価証券を前提とした引受規則の対象とすべきかという議論もあると考えている。 →イスラム債は金商法第 2 条第 1 項第 13 号に規定する「資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券」に分類されるため、現在は引受規則の対象とはなっていない。 ・ 具体的なスキームが出てきていない以上、緊急的に対応を協議する必要性は小さいのではないか。 ・ イスラム債は直接引受規則の対象とはなっていないが、セカンダリーでの売買は一般債と同様の振替方法で扱われること等も踏まえ、今後実際に引受けが行われることになった場合の対応を協議していく必要があると考える。 以 上
5. その他	平成 23 年 12 月 19 日（月）一部訂正 ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 自主規制 1 部（03－3667－8647）